

# 伊勢市水防計画新旧対照表

資料②

P	節項	修正後	修正前	修正根拠												
		第3節 予報及び警報とその措置														
6	3 洪水予報の設定 勢田川の岡本水位 観測所における水 位基準値	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr style="color: red;"> <td></td> <td>水防団待機水位</td> <td>氾濫注意水位</td> <td>避難判断水位</td> <td>氾濫危険水位</td> <td>観測所</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">勢田川</td> <td style="color: red;">2.50m</td> <td style="color: red;">2.60m</td> <td style="color: red;">3.20m</td> <td style="color: red;">3.40m</td> <td style="color: red;">岡本</td> </tr> </table>		水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	観測所	勢田川	2.50m	2.60m	3.20m	3.40m	岡本		基準水位の 追加
	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	観測所											
勢田川	2.50m	2.60m	3.20m	3.40m	岡本											
		第5節 浸水想定区域														
9	1 浸水想定区域等 における円滑かつ 迅速な避難の確保 及び浸水の防止の ための措置 ④要配慮者利用施 設の利用者の避難 の確保のための措 置に関する計画の 作成等(法第15条 の3)	<p>④ 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等 (法第 15 条の 3)</p> <p>法第 15 条第 1 項の規定により要配慮者利用施設の所有者又は管理者は国土交通省令で定めるところにより、当該配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとします。</p> <p style="color: red;">(※平成 29 年 6 月 19 日より、要配慮者利用施設の避難計画の作成及び避難訓練の実施については、義務化となります。)</p>	<p>④ 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等 (法第 15 条の 3)</p> <p>法第 15 条第 1 項の規定により要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとします。</p>	水防法改正による要配慮者 利用施設の避難 計画の作成、避難訓練 実施の義務化												